

意見書

熊本県入札監視委員会は、県発注工事に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けるとともに、当委員会が抽出した工事に関し、一般競争参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行ってきた。また、県が実施した入札に関して寄せられた談合情報の内容や、対応状況について報告を受け審議を行ってきた。

特に、この2年間は、平成28年4月に発生した熊本地震やその後の梅雨前線豪雨等の災害からの1日も早い復旧・復興を目指し、県ではスピード感をもって入札契約制度の見直しや円滑な施工確保対策に取り組まれており、その努力に対して敬意を表したうえで、引き続き入札及び契約事務の適正な執行が図られるよう、下記に掲げる事項を意見として具申する。

なお、今回の具申に当たっては、前回（平成28年3月）の具申翌月に熊本地震が発生したことから、平常時とは異なる状況であり、適切な検証が困難な環境であったため、改めて、平常時の入札・契約手続きの状況を踏まえた検討がなされるよう、前回と重複する部分も含めて具申する。

記

1 大規模災害発生時の入札の効率化について

近年全国各地で大規模な災害が頻発しており、本県でも、平成24年7月の熊本広域大水害や平成28年4月の熊本地震など、大規模な災害の発生により多くの公共施設等が被災している。このような大規模災害の発生時には、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択し、早期の復旧を図ることが重要となってくる。

そこで、大規模災害の発生を想定し、発災直後、1か月後、数か月後といった局面に応じた発注方法が迅速に選択できるよう、県の入札契約制度をあらかじめ確立しておくことが必要と考える。

県において、これまでの経験を生かし、大規模災害発生時の入札契約制度のルールづくりに取り組まれることを期待したい。

2 総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、応札した業者を価格と技術面の2要素から評価し、「価格と品質の双方が総合的に優れた契約」とする仕組みである。県では、平成17年度から総合評価落札方式を導入し、「基本型」、「簡易型」の2つの総合評価を実施している。現在、制度導入から十年余が経過しているが、その間に、国のガイドライン等に従いながら、地域貢献や工事受注状況等の評価項目の見直しや追加が適宜行われてきた。しかしながら、総合評価において大部分を占める「簡易型」にあっては、その評価項目の設定に、品質確保の観点から乖離しているのではないかと感じられる点がある。今一度、総合

評価落札方式導入目的の原点に立ち戻り、品質確保の観点から評価項目の妥当性や各評価項目の配点の重みについて継続的に検証を行い、適宜改善に取り組まれることを期待したい。

3 最低制限価格の設定について

最低制限価格制度は、工事品質の確保及びダンピング受注を防止するために導入されているところであるが、前回の意見書で指摘したとおり、指名競争入札において稀なケースとして応札者のほとんどが最低制限価格により失格となるケースがある。熊本地震発生以降のこの2年間は、人手不足等により入札の不調・不落が増加しており、極端なケースが発生しにくい状況にあるが、最低制限価格という仕組みの妥当性と併せて、引き続き注視していくことが必要である。

4 透明で公正な入札制度の確立について

入札談合に関しては、談合情報が寄せられた場合や、工事費内訳書の確認等において談合の疑いを認めた場合に、「熊本県談合情報処理要領」等の関係規程に基づき適切に対応されているところである。平成29年8月から可とした震災関連等工事の1者入札の状況も含めて、引き続き注視していくことで、より透明で公正な入札制度となるよう努めていく必要がある。

一方、社会全体の高齢化、人口が減少する中、地域の存続に不可欠な社会基盤の災害応急対応や通常の小規模な維持管理等の担い手は、その地域の建設事業者であろう。中長期的な視点で建設産業をみた場合、受注機会の減少やそれに伴う競争の激化などにより、これまで以上に厳しい経営環境にさらされ、地域の建設事業者の淘汰が進んでいくことが予想される。

県において、透明で公正な入札に配慮しつつ、熊本地震等からの復旧・復興後を見据えて、地域の担い手となる建設事業者の確保・育成につながる入札制度のあり方についても検討されることを、併せて期待したい。

平成30年3月5日

熊本県入札監視委員会

委員長 渡辺 千賀 恵

委員 秋野 裕 子

井口 由美子

大脇 成 昭

柿本 竜 治

熊本県知事 蒲島 郁夫 様